

一般社団法人日本ガルチェン協会 会員規約

令和2年4月30日制定

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人日本ガルチェン協会（Garchen Institute Japan）（以下「当法人」という。）定款（以下、「定款」という。）に定められた事項のほか、この法人の会員（以下、「会員」という。）に関し必要な事項を定める。本規約は、本規約第2条に定める会員に適用される。

第2条（会員の定義）

- (1) 正会員とは、当法人の事業に賛同し入会した団体または個人であって、定款第21条に定める会費を拠出する個人をいう。
- (2) 賛助会員とは、当法人の事業に賛同し入会した団体または個人であって、定款第21条に定める会費を拠出する団体または個人をいう。
- (3) なお、本条における会員は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とは別の地位であり、当然に社員となるものではない。

第3条（入会）

- (1) 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式により申し込みをし、当法人の理事会の承認を得なければならない。
- (2) 申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人にFAX、郵送、メール、または当法人ホームページ上の入会申請フォームにより提出することとする。当法人の会員になろうとする者は、入会申込をした時点をもって、本規約に同意したものとす。
- (3) 年会費は振込の受付のみとし、申込書の受領後14日以内に年会費の振込を事務局が確認した日を以て入会の成立とする。

第4条（年会費）

年会費は次のように定める。

- (1) 正会員の会費は1年あたり金3千円とする。
- (2) 賛助会員の会費は1年あたり1口金1万円とする。
- (3) 年会費は当法人への運営費として受領する。
- (4) 年会費は、社員総会の決議によって変更することができる。

第5条（会員資格及び有効期間）

- (1) 正会員、賛助会員の資格有効期間は、入会日にかかわらず、当法人決算月末日（毎年2月末日）までとする。
- (2) 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から1

年間延長するものとし、以後も同様とする。

- (3) 正会員、個人で入会した賛助会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。
- (4) 団体で入会した賛助会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって当法人に通知しなければならない。
- (5) 会員は、当法人の会員資格の譲渡、貸与、質権の設定その他の担保に供する行為等を行うことはできない。

第6条（会員情報の変更）

会員は、その氏名、住所又は連絡先等入会申込書に記載された当法人への届出事項について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

第7条（会員情報等の公開）

- (1) 当法人は、一定の権限を有する公的機関から法令の規定に基づき公開を求められた場合を除き、会員情報を原則として会員の事前の同意なく第三者に対し公開することはない。
- (2) 会員は、会員情報を、次の各号に掲げる目的で利用することに同意する。
 - ① 当法人事務局および地方区世話人から連絡をする必要がある場合
 - ② 当法人の活動および販促物等に関する情報を提供する場合
 - ③ 当法人に関するご案内、お問い合わせ等に対応する場合
 - ④ 当法人の運営上、他の会員に知らせる必要がある場合
 - ⑤ 当法人が活動に関わる業務その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合

第8条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 納入義務のある会費または協力金を3年分以上納入しないとき
- (3) 正会員の全員が同意したとき
- (4) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき
- (5) 社員総会の決議によって除名されたとき

第9条（除名）

当法人は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款、本規約その他の当法人が定める規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第10条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第11条（抛出金品の返還）

- (1) 会員が任意に退会した場合、当該年度の年会費については、これを返還しない。
- (2) その他の抛出金品は、これを返還しない。

第12条（会員特典）

会員は、次の各号の特典を受けることができるものとする。

- (1) 正会員と賛助会員は、当法人が主催する研修会その他の事業に優先的に参加することができる。
- (2) 正会員と賛助会員は、当法人の作成した印刷物の配布を優先的に受けることができる。
- (3) 賛助会員は、当法人が認めた場合、当法人所有の施設を一時的に使用することができる。ただし、使用方法や実費の徴収等については、当法人の指示に従うものとする。

第13条（免責）

- (1) 当法人および当法人の活動に関連し、または本規約に定める事項に違反して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を負わないものとする。
- (2) 当法人および当法人の活動に関連し、または本規約に定める事項に違反して、会員と他の会員または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、会員が自己の費用と責任で解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害も与えないものとする。

第14条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の決議によって、本規約を変更することができる。

第15条（協議事項）

本規約の内容について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

附則 本会員規約は、令和2年5月1日より施行する。

以上